

2022年9月9日
はなさく生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

はなさく生命保険株式会社（代表取締役社長：増山尚志、以下「当社」）は、2020年4月から実施している入院の特別取扱（以下「みなし入院」）について、9月26日（月）以降のお支払いの対象を以下のとおり見直します。

<「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象>

9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦の方

※病床ひっ迫等により入院ができず、自宅等で常に医師の管理下で治療に専念された場合等の事情がある場合には
お客様コンタクトセンターまでご連絡ください。

※9月25日（日）以前に診断された方については、上記の対象の方に限らずお支払いの対象となります。

<今般の見直しの背景等>

医療保険の入院給付金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。

こうした中、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に十全な対応をすべく、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の定義には該当しないものの「入院」と同等に取り扱う「みなし入院」を実施してまいりました。


今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されるなどの状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上記のとおり見直すことにしました。

なお、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、2022年9月2日（金）から、給付金の請求時に「宿泊・自宅療養証明書」の発行を必要としない取扱いに変更しています。また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

<https://www.life8739.co.jp/info/coronavirusoshirase>

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  **0120-8739-17**

受付時間[月～土曜日 9：00～18：00]

(祝日、12/31～1/3を除く)

以 上